

資 料

阪南市国民保護協議会条例	1
阪南市国民保護協議会委員一覧表	3
阪南市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	4

平成18年3月31日

阪南市条例第4号

阪南市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、阪南市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、34人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 47 年阪南町条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

別表防災会議専門委員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員	〃 6 , 5 0 0 円	〃
国民保護協議会専門委員	〃 6 , 5 0 0 円	〃

阪南市国民保護協議会委員一覧表

	機 関 及 び 職 名
会 長	阪南市長
第 1 号委員	(指定地方行政機関の職員) 岸和田海上保安署長 岸和田労働基準監督署長
第 2 号委員	(陸上自衛隊の自衛官) 陸上自衛隊第 37 普通科連隊第 3 科長
第 3 号委員	(大阪府知事の内部職員) 岸和田土木事務所長 岸和田土木事務所地域防災監 泉佐野保健所長 港湾局阪南港湾事務所長 (大阪府警の警察官) 大阪府泉南警察署長
第 4 号委員	阪南市助役
第 5 号委員	(教育長) 阪南市教育長 (消防長) 阪南岬消防組合消防本部消防長
第 6 号委員	(市長の内部職員) 総合政策企画部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 事業部長 生涯学習部長 学校教育部長 上下水道部長 行政委員会事務局長 議会事務局長 病院事務局長
第 7 号委員	(指定公共機関又は指定地方公共機関の職員) 阪南郵便局長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部長 関西電力株式会社 岸和田営業所長 西日本旅客鉄道株式会社 和泉砂川駅長 南海電気鉄道株式会社 みさき公園駅長 大阪ガス株式会社 導管事業部 南部地区保安統括 (社)泉佐野泉南医師会会長
第 8 号委員	(消防団長) 阪南市消防団長

平成18年3月31日

阪南市条例第3号

阪南市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、阪南市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び阪南市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を

求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第6条 国民保護対策本部の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、阪南市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。